

新しい公務員保険【団体地方公務員賠償責任保険】Q&A

2025.12.1
京都府庁生協

Q1 公務員保険とはどういう保険ですか？

Q2 加入要件は？

Q3 申込方法は？

Q4 保険期間は？ 中途加入は？

Q5 保険料はいくら？ また、支払い方法は？

Q6 加入者専用ページ(マイページ)とは？

Q7 9月の満期時の更新手続は？

Q8 9月満期で脱退したい場合はどうすればよいですか？(職員は継続)

Q9 9月満期前に中途脱退したい場合はどうすればよいですか？(職員は継続)

Q10 退職で脱退したい場合はどうすればよいですか？(定年退職で再任用なし、又は任意退職)

Q11 保険期間を短くすることはできますか？(例えば退職時期に合わせるなど)

Q12 定年退職・再任用ありの場合の保険の継続は？

Q13 定年退職・再任用ありの場合の保険の脱退は？

Q14 定年退職・再任用ありで府庁生協を脱退した場合、保険はどうなりますか？

Q15 再任用職員を終了退職したが、保険の脱退は？

Q1 この公務員保険とはどういう保険ですか？

A1 保険期間中に公務に起因して損害賠償請求や訴訟提起がなされた場合に、損害賠償金や争訟費用(弁護士費用、訴訟費用など)について保険金をお支払いする保険です。
契約者、代理店、引受保険会社等は、緑色のチラシをご覧ください。

Q2 加入要件は？

A2 京都府職員で、かつ、京都府庁生協(所属団体)の組合員であれば、どなたでも加入できます。

Q3 申込方法は？

A3 スマホ(QRコードで)やパソコン(URLで)から、申込ページにアクセスし、申し込んでください。
QRコードやURLは、緑色のチラシの裏面、又は府庁生協ホームページ(「府庁生協」で検索)をご覧ください。※トップページ上部にある「新公務員保険への切替・加入」をクリック。
入手手続きの手順は、スマホでQRコードを読み込み、ホームページの「新公務員保険加入手続き手順書」を見ながら、入力を行っていただくと、間違わずスムーズに行えます。
※入力中、「所属団体」は「京都府庁生活協同組合」を選択してください。

Q4 保険期間は？ 中途加入は？

A4 この保険は9月1日が更新日となります。今回は1月からの中途加入ですので保険期間は1月1日から8月31日までの8ヶ月間となります。その後は1年ごとの自動更新となります。
なお、中途加入は、保険料徴収の問題等から通常は行っていません。9月の新規募集までお待ちください。

Q5 保険料はいくら？ また、支払い方法は？

A5 緑色のチラシの裏面の「補償内容と保険料」をご覧ください。

今回の加入による保険料は、8ヶ月分となり、金額は下表をご覧ください。

支払い方法は給与引きです。今回の加入による保険料は2月の給与引きとなります。

新しい保険		
補償額	保険料 年額(A) (職員)	今回の加入額 8ヶ月分 (A÷12×8)
3億円	8,760	5,840
1億円	6,240	4,160
5千万円	4,800	3,200
3千万円	2,880	1,920

※1千万円はない



今回は1/1～8/31の期間。以後は9/1～8/31の1年間。

【参考】従来の保険		
補償額 (住民訴訟+ 民事訴訟)	保険料 年額(B)	8ヶ月換算額 (B÷12×8)
3億円	9,310	6,207
1億円	7,420	4,947
5千万円	5,920	3,947
3千万円	5,060	3,373
1千万円	3,780	2,520

Q6 加入者専用ページ(マイページ)とは?

A6 インターネットで加入申込みを完了されると、「加入者専用ページ」(マイページ)がウェブ上に作成されます。

マイページでは、加入内容の確認、加入者証の閲覧・印刷、パンフレット・約款の閲覧ができます。また、加入内容を変更する場合や9月満期脱退する場合については、マイページから手続を行います。

(変更できる加入内容)

- ・住所、氏名、電話番号、所属部署については、通年(6月、9月を除く)で変更可
- ・加入型(補償プラン)、職員番号、勤務先自治体名については、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)のみ変更可

Q7 9月の満期時の更新手続は?

A7 内容に変更がない場合は、7月にお送りした「満期・更新手続きのご案内」(封筒)に記載されている加入内容を確認し、加入内容に変更がない場合は手続不要(その加入内容で自動更新)です。

内容に変更がある場合は、マイページから、更新手続期間(7月4日から8月31日まで)に手続してください。

住所、氏名、電話番号、所属部署については、通年(6月、9月を除く)で変更可ですが、既に変更があった事項については、更新手續期間(7月4日から8月31日まで)に変更してください。

加入型(補償プラン)、職員番号、勤務先自治体名については、更新手續期間(7月4日から8月31日まで)のみ変更可です。

Q8 9月満期で脱退したい場合はどうすればよいですか?(職員は継続)

A8 契約を更新せず、9月満期脱退する場合は、インターネットで手続が必要です。

マイページから、更新手續期間(7月4日から8月31日まで)に、9月満期脱退の手続を行ってください。

なお、この場合、A10の「特約」はつきません。

Q9 9月満期前に中途脱退したい場合はどうすればよいですか?(職員は継続)

A9 マイページからの手続きはできません。所属団体(府庁生協)の事務を委託している葵総合

保険(0120-672-110)に申し出て、葵総合保険からお渡しする「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」により、手続を行ってください。後日、未経過期間の月割保険料をご指定の口座に返戻します。

なお、この場合、A10の「特約」はつきません。

Q10 退職で脱退したい場合はどうすればよいですか？(定年退職で再任用なし、又は任意退職)

A10 9月の満期を待って脱退する場合は、「**5年間の延長補償特約**」が自動的につきます。

上記特約：保険期間に起因する訴訟については、期間終了後5年以内の提訴について補償される特約

満期脱退の手続きは、府庁生協に申し出いただければ手続きを行います。

満期前の中途脱退をする場合は、所属団体(府庁生協)の事務を委託している葵総合保険(0120-672-110)に申し出て、葵総合保険からお渡しする「解約依頼書兼返戻金振込口座指図書」により、手続を行ってください。後日、未経過期間の月割保険料をご指定の口座に返戻します。なお、満期前脱退の場合は上記の特約がつきません。

Q11 保険期間を短くすることはできますか？(例えば退職時期に合わせるなど)

A11 保険期間は、9月1日午後4時から1年間であり、満期を早くする期間の設定はありません。

なお、満期前に脱退する場合は、A10のとおりです。

Q12 定年退職・再任用ありの場合の保険の継続は？

A12 加入内容に変更がない場合は、手続不要で、現在の加入内容で自動更新となります。

加入内容に変更がある場合は、A7のとおりです。

Q13 定年退職・再任用ありの場合の保険の脱退は？

A13 満期脱退の場合、満期前脱退の場合の手続きは、A10のとおりです。

Q14 定年退職・再任用ありで府庁生協を脱退した場合、保険はどうなりますか？

A14 所属団体(府庁生協)の構成員資格がなくなる場合は、9月満期以後は保険契約を更新し継続することはできません。

満期脱退の場合、及び満期前脱退の場合の手続きは、A10のとおりです。

Q15 再任用職員を終了退職したが、保険の脱退は？

A15 満期脱退の場合、及び満期前脱退の場合の手続きは、A10のとおりです。